

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		GX 分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討(戦略物資生産基盤税制)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税15) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税6)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税15)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 ・中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資(戦略物資)について、その生産・販売量に応じた税額控除措置を新たに講じる。 ・本税制について、税額控除の繰越制度を講じる。 《関係条項》 —
5	担当部局		経済産業省経済産業政策局産業創造課 経済産業省産業技術環境局環境政策課 GX 推進企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和6年4月～令和9年3月
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		長期間にわたる適用期間を措置する。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 “世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。 《政策目的の根拠》 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定)において、「成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要」とされている。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日） 各国では、戦略分野について、5年から10年にわたる初期投資にとどまらないランニングコストを含めた包括的支援が、既に実施又は予定されている。米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、予算・減税措置を行うこととした。欧州企業の中にはこれを踏まえて米国内での事業を検討する企業も出てきたことから、EUはこれに対抗する形で、EU域内での国家補助規制をGX分野の投資については緩和する方向で改正することを発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要である。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安保等の観点踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略物資の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略物資の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、国内生産物資の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力・経済成長につながる。
	10 有効性等	① 適用数	精査中
		② 適用額	精査中
		③ 減収額	精査中
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって戦略物資の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなるため、企業による国内外の新たな需要の獲得を後押しするとともに、企業の収益性を高め、日本国内への企業立地・投資を推進することができる。

		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置を講じることにより、GX 分野等における戦略物資に関する国内立地・投資が促進するとともに、企業の新たな需要開拓を後押しすることによって、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力・経済成長につながる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制は、生産活動の初期段階にある設備投資減税等ではなく、その後の生産・販売の段階に着目し、それを拡大すべく措置を講じるものである。 GX 分野等における設備投資減税等は、生産基盤を保有する上では意義はあるものの、先進各国が自国内への企業の立地・投資を誘致する動きを強める中で、日本の経済成長や産業競争力強化のためには、国内における生産の拡大や需要開拓を通じた販売の拡大を行うことが重要である。 例えば、蓄電池等の戦略物資について、米国においては、インフレ削減法等の枠組みを通じて、10 年間にわたる生産・販売量に応じた税制措置をはじめとした投資促進政策を導入しており、こうした海外の政策動向の変化に対応することができなければ、国際的な競争に大きく劣後し、わが国の産業競争力や立地拠点としての競争力を喪失することになりかねない状況。各国と遜色ない措置を講じること、対象商品の国内での生産を維持・拡大することが、我が国の産業競争力強化・経済成長に資する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		② 地方公共団体が協力する相当性	本租税特別措置は、地方を中心とした日本国内への企業立地・投資を促進し、地方における雇用創出や地方企業の競争力強化に寄与するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—